

指定介護老人福祉施設

(従来型) 特別養護老人ホームさくら 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人健勝会が設置する指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホームさくら」(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある入所者に対し、適正な介護老人福祉施設サービス(以下「施設サービス」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設サービスの実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。
- 2 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、入所者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じた自立した日常生活が営むことができるようにすることを旨とするものとする。
- 3 施設サービスの実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスを提供する者又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、大阪市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年3月4日大阪市条例第28号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム さくら
- (2) 所在地 大阪府中央区農人橋1丁目4番20号

(従業者の職種、員数)

第4条 この事業所における職員の職種及び員数は次のとおりとする。

- (1) 施設長(管理者) 1名(常勤職員)
- (2) 生活相談員 2名(常勤職員)
- (3) 介護職員 46名(常勤職員、非常勤職員)

- (4) 看護職員 4名（常勤職員、非常勤職員）
- (5) 機能訓練指導員 2名（常勤職員、非常勤職員）
- (6) 介護支援専門員 2名（常勤職員兼務）
- (7) 医師 1名（非常勤職員）
- (8) 栄養士 1名（常勤職員）
- (9) 事務員 2名（常勤職員）

2 前項に定めるものの他必要がある場合には、定数を超え又はその他の職員を置くことができる。

（職務内容）

第5条 職員の職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者（施設長）

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。

（2）生活相談員

入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（3）介護職員

入所者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

（4）看護職員

医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生指導に従事する。

（5）機能訓練指導員

入所者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練を行う。

（6）介護支援専門員

施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

（7）医 師

入所者の診察、健康管理及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

（8）栄養士

入所者に提供する食事の管理、入所者の栄養指導に従事する。

（9）事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

（入所定員）

第6条 施設の入所定員は次のとおりとする。

- (1) 介護老人福祉施設 134人

(施設サービスの内容)

第7条 施設で行う施設サービスの内容は次のとおりとする。

- ① 施設サービス計画の作成
- ② 入浴、排泄、食事等の介護サービス
- ③ 離床、着替え、静養等の日常生活上の世話
- ④ 機能訓練
- ⑤ 健康管理
- ⑥ 相談、援助

(利用料等)

第8条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第21号)によるものとする。

2 施設は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 1, 445円/日
- (2) 居住に要する費用 多床室 915円/日
- (3) サービス提供記録の複写物 10円/枚
- (4) レクリエーション、クラブ活動経費 実費
- (5) 日常生活上必要となる諸費用 実費

(おむつ代を除く)

(6) 理美容費用 理美容業者の料金表に基づき徴収される額

(7) 前各号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるものについては実費を徴収する。

3 前項(1)及び(2)については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。

4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、入所者又はその家族に対して利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付するものとする。

5 施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

6 法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払いを受けた場

合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付するものとする。

(要介護認定に係る援助)

第9条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめることとする。

- 2 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。
- 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(入退所に当たっての留意事項)

第10条 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。

- 2 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供するものとする。
- 3 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
- 4 施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、第4条に定める従業者の間で協議し、定期的に検討するものとする。
- 5 施設は、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、入所者及びその家族の希望、入所者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、入所者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。
- 6 施設は、入所に際しては入所の年月日ならびに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

(非常災害対策)

第11条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第12条 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

3 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めるものとする。

(協力病院等)

第13条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定める。

2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(個人情報の保護)

第14条 施設は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設における施設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(苦情処理)

第15条 施設は、提供したサービスに係る入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。

2 施設は、提供した施設サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び入所又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

3 施設は、提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保

険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第16条 施設は、サービス提供を行っているときに、入所者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は施設が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置等について記録するものとする。
- 4 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第16条の2 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
 - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
 - 4 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること。

- (3) 虐待防止のための従業者に対する定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

2 前項の内、(1)、(2)及び(4)については講じるように努めるものとする。

3 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（緊急やむを得ない身体拘束等）

第18条 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。

2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置する。
- (2) 〔身体拘束に関する説明書・経過観察記録〕に身体的拘束にかかる態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
- (3) 入所者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

（業務継続計画の策定等）

第19条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

（その他運営に関する留意事項）

第20条 施設は、従業者の資質向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約

の内容とする。

4 施設の利用に当たって、入所者の共同生活の場とし、快適性、安全性を確保するため、次の事項を守るものとする。

(1) 他の入所者や施設職員に対する迷惑行為を慎む。

(2) 施設の規定した内容に従う。

5 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、施設サービス計画の記録については当該計画に基づく施設サービスの提供を終了した日から、その他の記録については当該記録を作成し、又は取得した日から5年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人健勝会 理事長と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成13年12月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成21年11月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 8月 1日から施行する。